

寄附のご案内

I 寄附の方法

病院へ寄附するためには、以下の2つの方法があります。

- 1 神河町のふるさと納税（ふるさと応援寄附金）を利用する方法
（お住まいの市町で納める住民税が、神河町に寄附する形で軽減されます。）
- 2 公立神崎総合病院に直接寄附をする方法

II 寄附の概要

1 ふるさと納税を利用する場合

◆税の軽減額（メリット）

- ①概ねふるさと納税の寄附金額から2,000円を引いた残りの額が、所得税及び住民税で軽減（還付）されます。（実質の本人負担は、2,000円です。）
例) 10万円の寄附で、9万8千円の税の軽減（還付）があります。

- ②神河町外にお住まい（町外に住民票を置かれている）の方へは**特産品の返礼品**があります。（町内に住民票を置かれている方への返礼品はありません。）

◆病院への支援金額

ふるさと納税による寄附金額の約3～4割が病院への支援金になります。
（これは、返礼品相当額や手数料が寄附金から控除されるためです。）
例) 10万円の寄附で、約3万円～4万円が病院への支援金になります。

申し込み方法(次のいずれか)

- ①病院総務課へ寄附金を持ち、「ふるさと納税の申込書」を記入する方法
- ②病院総務課で、「ふるさと納税申込書」を記入した後、後日自宅に届く振込用紙により、お近くの金融機関で振り込む方法
- ③神河町のホームページ等のふるさと納税インターネットサイトから、寄附の申込登録をする方法（**申込後に病院総務課まで連絡ください。**）

※いずれの方法も後日、役場から受領書が届きます。大切に保管してください。

◆税法上の優遇

税法上の軽減（還付）額は、概ね「寄附金額－2,000円」相当ですが、次のいずれかの方法で軽減又は還付されますので、確認ください。

①確定申告が必要な場合（受領書の添付が必要です。）

所得税及び翌年度の住民税で軽減又は還付があります。

ふるさと納税をした自治体が6か所以上、年収2000万円以上、主たる給与以外に所得がある、医療費控除などにより、**確定申告が必要な場合**は、次のワンストップ特例制度を申請していても**確定申告が必要**になります。

②確定申告が不要な場合

年末調整で所得税の清算が終了している方で、ふるさと納税をした自治体が5か所以下、かつワンストップ特例制度を利用した場合は、**翌年度の住民税のみ**で上記相当額が**軽減**されます。確定申告の必要はありません。

※ワンストップ特例は、ふるさと納税の申込の際に申請をすることにより、確定申告が不要になる制度です。この制度を利用しない場合は、確定申告が必要になりますのでご注意ください。

◆1年間（1/1～12/31）の寄附額（ふるさと納税額）の目安

控除額の上限量目安（概ね、年間これら以上の額の寄附は、自己負担が増えます。）

給与収入 (本人)	家族構成					
	扶養無し 又は 共働き	共働き 子1人 (高校生)	共働き 子1人 (大学生)	夫婦 子1人 (高校生)	共働き 子2人 (大学生) (高校生)	夫婦 子2人 (大学生) (高校生)
300万円	28,000円	19,000円	15,000円	11,000円	7,000円	-
500万円	61,000円	49,000円	44,000円	40,000円	36,000円	28,000円
700万円	108,000円	86,000円	83,000円	78,000円	75,000円	66,000円
800万円	129,000円	120,000円	116,000円	110,000円	153,000円	85,000円
1,000万円	176,000円	166,000円	163,000円	157,000円	153,000円	144,000円
1,300万円	271,000円	261,000円	258,000円	261,000円	361,000円	248,000円
1,500万円	389,000円	377,000円	373,000円	377,000円	361,000円	361,000円
1,800万円	493,000円	481,000円	477,000円	481,000円	465,000円	465,000円
2,000万円	564,000円	552,000円	548,000円	552,000円	536,000円	536,000円

※共働きとは、配偶者が税法上の扶養から外れていることを言います。

※夫婦とは、配偶者が税法上の扶養者であることを言います。

※中学生以下の扶養は関係ありません。正確な控除額は、管轄の**税務署、税務課**にご確認ください。

注意) この表は、標準的モデルですので、正確な金額は、個人ごとで変わります。

必ず控除対象としたい場合は、個人の判断により、**この金額より少ない額の寄附**をされることをお勧めします。また、**複数の市町村に寄附**をしている場合は、**その総額**が上記の金額となります。

◆寄附額（ふるさと納税額）の例

例) 給与収入が 800 万円で扶養者なしの場合は、上記の表のとおり、概ね 129,000 円以下の寄附であれば、

「寄附金額 - 2,000 円」が所得税（住民税）軽減（還付）されます。

(詳しい計算)

例) ①令和 2 年 12 月 1 日に、100,000 円をふるさと納税で寄附した。

ア) 令和 3 年 2 月に確定申告をした場合

100,000 円 - 2,000 円 = 98,000 円が

A) 令和 3 年 3 月～4 月中の**所得税で、一部が軽減又は還付**

B) 令和 3 年 6 月以降の**令和 3 年度住民税**で、98,000 円のうち A) で軽減又は還付できなかった**残りが軽減**されます。

イ) 令和 2 年 12 月に年末調整が終了、ワンストップ特例を利用した場合

100,000 円 - 2,000 円 = 98,000 円が、

令和 3 年 6 月以降の**令和 3 年度住民税で全て軽減**されます。

例) ②令和 2 年 12 月 1 日に、150,000 円をふるさと納税で寄附した。

150,000 円 - 2,000 円 = 148,000 円のうち、129,000 円までが上記の

税金の軽減又は還付の対象となります。 148,000 円 - 129,000 円 =

19,000 円は、控除対象外の**自己負担による寄附金**となります。

所得税又は住民税の還付（軽減）方法は、上記①のとおりです。

2 公立神崎総合病院に直接寄附をする方法

◆税の軽減額（メリット）

①所得税の控除対象となります。

ただし、**ア) ふるさと納税よりも還付額が少ない。**

イ) 住民税の控除の対象にならない。

ウ) 還付を受ける場合は、確定申告が必要 となります。

②病院総務課で手続きをしますので、**手続きが早く、簡単**です。

③病院の支援となる金額が、**寄附金額そのままの額**となりますので、寄附者及び病院ともに財政的な支援、寄附行為としてのメリットが大きくなります。

◆病院への支援額

寄附金額の**全額**が病院への支援額となります。

例) **10万円の寄附で、10万円がそのまま病院への支援金**になります。

(ふるさと納税の場合は、約3～4万円が病院への支援金)

申し込み方法

①病院総務課へ直接、現金を持参する方法

②病院の口座に振り込む方法

金融機関名：但陽（たんよう）信用金庫 支店名：栗賀（あわが）支店

普通預金 口座番号：1310791

口座名義：公立神崎総合病院企業出納員 井上淳一郎

「こうりつかんざきそうごうびょういん」で入金可能

※受領書を発行しますので、確定申告の際は、ご利用ください。

※口座に振り込む場合は、病院総務課までご一報ください。

◆寄附金の税法上の優遇

所得税の還付（軽減）額は、概ね

「寄附金額－2,000円×所得税の税率」相当額です。

* 所得税率は、**課税総所得の額に応じて5%～45%まで変更**しますので、
還付額も、**寄附者の所得状況**に応じて変わります。

ゆえに、同じ額を寄附しても、税率の違いにより還付額は、変わります。

例) ◎10万円の寄附（本人年収500万円 所得税率10%の場合）

10万円－2千円＝98,000円×10%＝**9,800円 所得税の還付**

◎10万円の寄附（本人年収700万円 所得税率20%の場合）

10万円－2千円＝98,000円×20%＝**19,600円 所得税の還付**

※ただし、**所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要**となり、その際には、**受領書が必要**となります。

Ⅲ 問合せ先・申込先

公立神崎総合病院総務課 担当：黒田

0790-32-1331 内線3042 E-mail：soumuka1@kanzaki-hp.jp

〒679-2493 兵庫県神崎郡神河町栗賀町385